

(仮称) 町田市屋外広告物条例施行規則 (案)

(趣旨)

第1条 この規則は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）及び町田市広告物条例（令和6年町田市条例第●号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

2 この規則において「高彩度色」とは、色彩であつて、その日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値（以下「マンセル値」という。）が、別表第1の左欄に掲げる色相の区分に応じて、同表の右欄に定める彩度を超えるものをいう。

(許可の申請等)

第3条 条例第8条、第16条、第17条、第28条第1項若しくは第2項又は第31条第1項の規定による許可を受けようとする者は、別記第1号様式による屋外広告物許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第28条第2項の規定による場合は、第3号に掲げる図書を省略することができる。

(1) 屋外広告物等を表示し、又は設置する場所の状況を知り得る図面及び近隣の状況を知り得る図面又はカラー写真（申請前3月以内に撮影したものに限る。以下同じ。）

(2) 他人が管理し、又は所有する土地、建築物、工作物等に屋外広告物等を表示し、又は設置する場合においては、その表示又は設置についての許可又は承諾を証明する書面

(3) 形状、寸法、材料、構造、意匠等に関する仕様書及び図面

3 前項に規定するもののほか、条例第16条第1号に規定する屋外広告物等のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域に表示又は設置するものに係る申請にあつては余白の計算方法を明示した図面、条例第23条第1項に規定する屋外広告物等に係る申請にあつては建築物の壁面の状況を知り得る図面（現に当該建築物の壁面又は屋上に表示され、又は設置されている屋外広告物等（以下この項において「現表示広告物等」という。）がある場合においては、その位置、表示面積等を明示した図面）及び現表示広告物等のカラー写真を、条例第28条第1項又は第2項の規定による許可を受ける場合（現に許可を受けている屋外広告物等が広告塔、広告板、アーチ及び装飾街路灯である場合に限る。）にあつては別記第2号様式による屋外広告物自己点検報告書を添付しなければならない。

4 次に掲げる屋外広告物等に係る申請について市長が必要と認める場合には、マンセル値を表示した図面の提出を求めることができる。

(1) 条例第6条第1号、第5号又は第6号に掲げる地域に表示し、又は設置する条例第16条第1号に掲げる屋外広告物等

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する地域以外の地域（以下、「用途未指定地域」という。）内（条例第6条各号に掲げる地域又は場所を除く。）に表示し、又は設置する屋外広告物等

- 5 条例第16条第4号から第6号までに掲げる屋外広告物等（車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの及び電車又は自動車の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を表示するものを除く。）に係る申請について市長が必要と認める場合には、別記第3号様式による屋外広告物等に係る意匠等作成経過報告書の提出を求めることができる。
- 6 前項の規定に基づき屋外広告物等に係る意匠等作成経過報告書の提出を求める場合において、市長が、同項の申請に係る屋外広告物等の意匠等について、市長が別に定める委員会等にあらかじめ意見を聴くことを求めることができる。

（屋外広告物管理者）

第4条 条例第26条の規則で定める屋外広告物管理者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士又は同法第4条の2に規定する特種電気工事資格者認定証のうち、同法施行規則第2条の2第1項第1号に規定するネオン工事に係るものの交付を受けている者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が屋外広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した者

第5条 条例第26条の規則で定める屋外広告物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 広告塔（高さが4メートルを超えるもの又は表示面積が10平方メートルを超えるものに限る。）
- (3) 広告板（高さが4メートルを超えるもの又は表示面積が10平方メートルを超えるものに限る。）
- (3) アーチ
- (4) 装飾街路灯

（許可書の交付）

第6条 市長は、屋外広告物等の表示又は設置の許可（以下「屋外広告物等の許可」という。）をしたときは、別記第4号様式による屋外広告物許可書を申請者に交付するものとする。

（屋外広告物管理者の設置等の届出）

第7条 屋外広告物等の許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合においては、直ちに、当該各号に定める届け書を市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第26条の規定により屋外広告物管理者を設置した場合 別記第5号様式による屋外広告物管理者設置届。ただし、屋外広告物等の許可を受けようとする者が別記第1号様式による屋外広告物許可申請書を提出する際に、当該申請書の屋外広告物管理者の欄に所定の事項を記載した場合にあっては、省略することができる。

- (2) 許可を受けた者の住所又は氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名。次号において同じ。）を変更した場合 別記第6号様式による屋外広告物広告主等変更届
 - (3) 屋外広告物管理者又はその住所、氏名若しくは電話番号を変更した場合 別記第7号様式による屋外広告物管理者変更届
 - (4) 屋外広告物等を許可期間内に除却した場合 別記第8号様式による屋外広告物除却届
- 2 屋外広告物管理者設置届（前項第一号ただし書に該当する場合は、屋外広告物許可申請書）及び屋外広告物管理者変更届（屋外広告物管理者の住所、氏名又は電話番号を変更した場合を除く。）には、第4条各号のいずれかに該当することを証する書面を添付しなければならない。

（取付け完了の届出）

第8条 屋外広告物等の許可を受けた者は、その取付けを完了したときは、直ちに、別記第9号様式による屋外広告物取付け完了届に当該屋外広告物等の取付け完了が確認できるカラー写真を添えて、これを市長に提出しなければならない。

（住所等の表示）

第9条 屋外広告物等の許可を受けた者は、当該屋外広告物等又は当該屋外広告物等を表示し、若しくは設置する土地、建築物、工作物等の見やすい箇所に、別記第10号様式による標識票をはり付けなければならない。

（許可の期間）

第10条 市長は、屋外広告物等の許可をする場合においては、別表第2の左欄に掲げる屋外広告物等の種類の区分に応じて同表の右欄に定める期間の範囲内で許可期間を定める。

（新たに定められた地域地区に関する特例）

第11条 都市計画法第15条第1項の規定により、同法第8条第1項に規定する地域地区が定められた際（同法第21条第1項の規定により地域地区が変更された場合を含む。）、当該地域地区内に現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物等については、なお、従前の例による。

（新たに指定された禁止区域等に関する特例）

第12条 新たに条例第6条第3号本文、第5号、第6号、第11号、第12号若しくは第13号又は第7条第1項第5号若しくは第9号の規定による市長の指定があつた際、当該指定のあつた地域又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物等については、当該指定の日から起算して10年間は、なお従前の例による。

2 新たに条例第6条第1号ただし書き、第2号ただし書き又は第3号ただし書きの規定による市長の指定の解除があつた際、当該指定のあつた地域又は物件に現に許可を受けて表示され、又は設置されている屋外広告物等については、当該指定の解除の日から起算して10年間は、なお従前の例による。

（新たに指定された許可基準に関する特例）

第13条 新たに条例第22条第3項の規定による基準が定められた際、当該基準が定められた区域に現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物等については、当該基準が定められた日から市長が別に定める日までの間は、表示し、又は設置しておくことができる。

(まちづくり団体等)

第14条 条例第12条第1項の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項の認可地縁団体
- (2) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号の株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社
- (4) 法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているもの。

(推進地区の指定の申請)

第15条 条例第12条第1項の規定による申請は、別記第11号様式による推進地区指定申請書により行うものとする。

2 条例第12条第2項の活用計画の案には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 条例第12条第2項第4号に規定する建築物その他の工作物等であつて、他人が管理し、又は所有するものにエリアマネジメント広告を表示する場合には、当該建築物その他の工作物等の所有者等の承諾を証明する書面
- (2) その他市長が必要と認める書類

(活用計画の変更等)

第16条 条例第12条第4項の規定による変更の申請は、別記第12号様式の推進地区指定変更申請書に、当該変更に係る活用計画の案を添えて行わなければならない。

2 条例第12条第7項の規定による廃止の申請は、別記第13号様式の推進地区廃止申請書により行わなければならない。

(推進地区における技術的援助等の申請)

第17条 条例第13条第1項の規定による必要な支援の申請は、別記第14号様式の推進地区技術支援申請書により行うものとする。

(適用除外の基準)

第18条 条例第14条ただし書の規則で定める基準は、次の各号に掲げる屋外広告物等について、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第14条第2号に掲げる屋外広告物等

- ア 条例第6条又は第7条に規定する禁止区域又は禁止物件に表示し、又は設置する屋外広告物等で、表示面積が10平方メートルを超えるものについては、別記第15号様式による屋外広告物表示・設置届を市長に提出したものであること。
- イ 別表第3の7の項左欄に掲げる地域地区等に表示し、又は設置する場合にあっては、同項の中欄に定める禁止事項1及び2に抵触しないこと。
- (2) 条例第14条第3号に掲げる屋外広告物等
- ア 公共の安全、福祉の増進、環境の保全、教育の向上その他の社会一般の利益のために行う集会、行事、催物等のために表示するものであること。
- イ 別記第15号様式による屋外広告物表示・設置届を市長に提出したものであること。
- ウ 表示期間が30日以内であること。
- (3) 条例第14条第4号に掲げる屋外広告物 表示面積の合計が、0.5平方メートル以下で、かつ、当該屋外広告物を表示する施設又は物件のその面の外郭線内を一平面とみなした場合の当該平面の面積の20分の1以下であること。
- (4) 条例第14条第5号に掲げる屋外広告物等 別表第3の左欄に掲げる地域地区等の区分に応じて同表の中欄に定める禁止事項に抵触せず、かつ、当該区分に応じて同表の右欄に定める屋外広告物等の表示面積の範囲内であること。
- (5) 条例第14条第6号に掲げる屋外広告物等 表示面積の合計が、自己の管理する土地又は自己の管理する物件の存する土地の面積について1000平方メートルまでを5平方メートルとし、5平方メートルに1000平方メートルを増すまでごとに5平方メートルを加えて得た面積以下であること。
- (6) 条例第14条第8号に掲げるプロジェクションマッピング
- ア 表示期間が3月以内であること。
- イ 企業広告等（営利を目的として表示されるものをいう。以下同じ。）の占める割合（企業広告等の表示に係る投影時間と当該表示に係る投影面積の積を総投影時間と総投影面積の積で除して得た数値をいう。）がおおむね3分の1以下であること。
- ウ 企業広告等による収益の用途が公益に関する目的を有すること。
- エ 別記第15号様式による屋外広告物表示・設置届を市長に提出したものであること。
- 2 前項第1号イの基準は、次のいずれかに該当するもの（以下「文化財等から展望できない屋外広告物等」という。）については適用しない。
- (1) 条例第6条第5号（同条第1号から第4号まで及び第6号から第13号までに掲げる地域又は場所を除く。）に掲げる地域に表示し、又は設置する屋外広告物等で、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定されたものから展望できないもの（建築物、工作物等により遮られ展望できないものを含む。）
- (2) 条例第6条第6号（同条第1号から第5号まで及び第7号から第13号までに掲げる地域又は場所を除く。）に掲げる地域に表示し、又は設置する屋外広告物等で、歴史的又は都市美的価値を有する建造物及び文化財庭園など歴史的価値の高い施設から展望できないもの（建築物、工作物等により遮られ展望できないものを含む。）
- 3 第1項第4号に規定する禁止事項のうち、別表第3の7の項中欄に定めるもの（4を除く。）は、文化財等から展望できない屋外広告物等については適用しない。

第19条 条例第15条ただし書の規則で定める基準は、次の各号に掲げる屋外広告物等について、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第15条第1号に掲げる屋外広告物等

ア 別記第15号様式による屋外広告物表示・設置届を市長に提出したものであること。

イ 会場の敷地（会場が公園、緑地、運動場等の敷地内である場合は、これらの敷地を含む。）内に表示し、又は設置するものであること。

ウ 催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項（商品名を除く。）を表示するものであること。

エ 各屋外広告物等の表示面積が10平方メートル以下であり、かつ、その間隔が30メートル以上であること。

オ 屋外広告物等の上端までの高さが地上5メートル以下であること。

カ 色彩が4色以内であること。

キ 表示期間が当該催物が開催される日の前日から終了する日までであること。

(2) 条例第15条第2号に掲げる屋外広告物等

ア 電車又は自動車の車体（車輪及び車輪に附属する部分は車体に含まれない。以下同じ。）に、電車又は自動車の所有者又は管理者の氏名、名称、店名又は商標を表示するものであること。

イ 自動車の車体に、第24条第1号に掲げる事項を表示するものであること。

ウ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が市の区域外に存するものに、当該本拠の存する都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市及び法第28条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域にあっては、当該市町村）の区域の屋外広告物等に関する条例の規定に従って表示するものであること。

(3) 条例第15条第4号に掲げる屋外広告物

ア 別記第15号様式による屋外広告物表示・設置届を市長に提出したものであること。

イ 宣伝の用に供されていない絵画、イラスト等であること。

第20条 条例第16条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる屋外広告物等について、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第16条第1号に掲げる屋外広告物等 別表第3の左欄に掲げる地域地区等の区分に応じて同表の中欄に定める禁止事項に抵触せず、かつ、表示面積（第18条第1項第4号に掲げる屋外広告物等の表示面積を含む。）の合計が20平方メートル（学校及び病院に係る屋外広告物等については、50平方メートル）以下であること。

(2) 条例第16条第2号に掲げる屋外広告物等

ア 表示面積が3平方メートル以下であること。

イ 屋外広告物等の上端までの高さが地上5メートル以下であること。

ウ 寄贈者名、表示者名等を表示する部分の面積が当該屋外広告物等の表示面積の8分の1以下であること。

- (3) 条例第16条第3号に掲げる屋外広告物等 近隣の店舗、事務所、工場等の案内誘導を目的とするもの（以下「案内誘導広告物等」という。）であること。
- (4) 条例第16条第4号に掲げる屋外広告物等 第25条第1項に規定する規格に適合すること。
- (5) 条例第16条第5号に掲げる屋外広告物等
 - ア 柱又は壁面に表示し、又は設置するものであること。
 - イ 表示面積が、市長の指定する専ら歩行者の一般交通の用に供する道路（以下「歩行者道」という。）の区域内の柱及び壁面の総面積の10分の6以下であること。
 - ウ 各屋外広告物等の色彩及び意匠が、歩行者道の色彩及び意匠に全体として調和したものであること。
 - エ 近隣の道路又は建物、交通機関等への案内誘導を目的とする標識の識別が困難とならないものであること。
- (6) 条例第16条第6号に掲げる屋外広告物等 第25条第1項に規定する規格に適合すること。
- (7) 条例第16条第7号に掲げる非営利目的のための広告板
 - ア 第24条第1号に掲げる事項を表示するためのものであること。
 - イ 別表第3の7の項左欄に掲げる地域地区等に表示し、又は設置する場合にあっては、同項の中欄に定める禁止事項1及び2に抵触しないこと。
- 2 前項の基準は、条例第16条に掲げる屋外広告物等のうち、条例第6条第10号及び第11号に掲げる地域（同条第1号から第9号まで及び第12号、第13号に掲げる地域又は場所を除く。）に表示し、又は設置する屋外広告物等で、当該屋外広告物等を表示し、又は設置する当該地域の路線用地から展望できないもの（第24条第2項において「路線用地から展望できない屋外広告物等」という。）については適用しない。
- 3 第1項第1号に規定する禁止事項のうち、別表第3の7の項中欄に定めるもの（4を除く。）は、文化財等から展望できない屋外広告物等については適用しない。
- 4 第1項第7号イの基準は、文化財等から展望できない屋外広告物等については適用しない。

第21条 条例第16条第2号の規則で定める道標、案内図板等の屋外広告物等で公共的目的をもって表示するものは、駐車場案内標識など、近隣の道路、建物、公共施設又は交通機関等への案内誘導等を目的とするものをいう。

第22条 条例第16条第6号の規則で定める公益上必要な施設又は物件は、避難標識又は案内図板等とする。

第23条 条例第17条ただし書の規定による許可の基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 案内誘導広告物等であること。
- (2) 表示面積が6平方メートル以下であること。
- (3) 屋外広告物等の上端までの高さが地上8メートル以下であること。
- (4) 光源が点滅しないこと。

2 前項の基準は、条例第17条第1号に掲げる屋外広告物等のうち、路線用地から展望できない屋外広告物等については適用しない。

(非営利広告物等)

第24条 条例第18条の非営利広告物等は、次の要件に該当する屋外広告物等とする。

- (1) 次に掲げるいずれかの事項を表示するためのものであること。
 - ア 収益を目的としない宣伝、集会、行事及び催物等
 - イ 政党その他の政治団体、労働組合等の団体又は個人が政治活動又は労働運動として行う宣伝、集会、行事及び催物等
- (2) 表示期間が30日以内であること。
- (3) 表示面積がはり紙（ポスターを含む。以下同じ。）及びはり札等にあつては1平方メートル以下、立看板等にあつては3平方メートル以下であること。
- (4) 広告面又は見やすい箇所に表示者名又は連絡先を明記してあること。

(規格)

第25条 条例第22条第1項の規定による規格は、別表第4のとおりとする。

2 条例第22条第2項の規則で定める基準は、表示面積が10平方メートル（電車並びに路線バス及び観光バス（以下「路線バス等」という。）の車体に表示する場合にあつては、別表第4-6の部（3）の項に掲げる表示面積）以下とする。

(総表示面積の基準等)

第26条 条例第23条第1項の規則で定めるプロジェクションマッピングは、第18条第1項第6号の基準に適合するプロジェクションマッピングで、表示期間が14日以内のものとする。

2 条例第23条第1項の規則で定める基準は、一建築物の壁面面積（壁面のうち、地盤面（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第2項に規定する地盤面をいう。以下同じ。）から、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域（都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域をいう。以下同じ。）内にあつては3.3メートル、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域外にあつては5.2メートルまでの高さの部分の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）に10分の6を乗じて得た面積とする。

3 条例第23条第2項の規則で定める基準は、表示面積（第19条第1項第4号に掲げる屋外広告物等の表示面積を含む。）の合計が20平方メートル（学校及び病院に係る屋外広告物等については、50平方メートル）とする。

(許可を要しない変更等)

第27条 条例第28条第1項の規則で定める場合は、屋外広告物等の表示内容又は形態に変更を来さない維持補修を行う場合とする。

(特定屋内広告物の表示の届出)

第28条 条例第32条の規定による特定屋内広告物の表示の届出は、別記第16号様式による特定屋内広告物表示届出書に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 特定屋内広告物を表示する場所の状況を知りえる図面及び近隣の状況を知り得る図面又はカラー写真(届出前3月以内に撮影したものに限り。以下同じ。)

(2) 形状、寸法、材料、構造、意匠等に関する仕様書及び図面

2 条例第32条の規則で定める特定屋内広告物は、次に掲げるいずれかの要件に該当する特定屋内広告物とする。

(1) 別表第3の左欄に掲げる地域地区等の区分に応じて同表の中欄に定める禁止事項に抵触せず、かつ、当該区分に応じて同表の右欄に定める広告物等の表示面積の範囲内で表示する

(2) 開口部に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面から2メートル以内の範囲以外の範囲に表示する

(許可の取消し及び行政措置命令)

第29条 市長は、条例第34条の規定により許可を取り消す場合は、別記第17号様式による屋外広告物許可取消書を交付するものとする。

2 市長は、条例第34条又は条例第35条第1項の規定により必要な措置(条例第34条又は条例第35条第1項の規定による屋外広告物等の除却を除く。)を命ずる場合は、別記第18号様式又は第19号様式による措置命令書を交付するものとする。

3 市長は、条例第34条又は条例第35条第1項の規定により屋外広告物等の除却を命ずる場合は、別記第20号様式又は第21号様式による屋外広告物除却命令書を交付するものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第30条 条例第36条第2項の意見を述べ、証拠を提示する機会(以下「意見陳述の機会」という。)におけるその方法は、市長が口頭であることを認めた場合を除き、別記第22号様式による意見等表明書(以下「意見書」という。)を提出して行うものとする。

2 市長は、措置命令を受けた屋外広告物の表示者等(条例第21条に規定する屋外広告物の表示者等をいう。以下同じ。)に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) 公表しようとする内容

(2) 公表の根拠となる条例等の条項

(3) 公表の原因となる事実

(4) 意見書の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

3 前項の規定による通知を受けた屋外広告物の表示者等又はその代理人は、やむを得ない事情のある場合には、市長に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

5 代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに市長に提出しなければならない。

6 市長は、屋外広告物の表示者等又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第36条第1項の規定による公表をすることができる。

(除却等に要した費用の徴収)

第31条 市長は、条例第37条第1項及び第2項に規定する屋外広告物等の除却、保管及び公告に要した費用を所有者等(法第8条第6項に規定する所有者等をいう。)から徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する費用のうち、法第7条第4項の規定により市長が自ら除却し、又は命じた者に除却させた屋外広告物等に係る除却等に要した費用については、次の各号に掲げる屋外広告物等の種類に応じ、当該各号に定める額を徴収するものとする。

(1) はり紙 1枚につき600円

(2) はり札等又は立看板等 1枚につき1800円

(3) 広告旗(条例第2条第11項に規定する広告旗をいう。以下同じ。) 1本につき1800円

(除却した屋外広告物等の公告場所等)

第32条 条例第37条第3項第1号の規則で定める場所は、市役所及び市民センター(町田市地域センター条例(昭和57年9月町田市条例第37号)第2条第1項に規定するセンターをいう。)前の掲示場とする。

2 条例第37条第4項の保管物件一覧表は、別記第23号様式によるものとし、同項の規則で定める場所は、屋外広告物等の許可申請を受け付ける場所とする。

(保管した屋外広告物等を売却する場合の手続)

第33条 条例第40条に規定する保管した屋外広告物等の売却の手続は、不用の決定がされた物品の売払いの例による。

(屋外広告物等の返還に係る受領書)

第34条 条例第41条の規則で定める受領書は、別記第24号様式によるものとする。

(立入検査証)

第35条 条例第44条第2項の規定による証明書は、別記第25号様式によるものとする。

(過料に処す場合の手続き)

第36条 市長は、条例第49条に規定する過料に処す場合には、事前にその旨を別記第26号様式による告知書兼弁明書により告知し、弁明の機会を付与するものとする。

2 過料の徴収は、別記第27号様式による過料処分通知書を発行することにより行う。

3 市長は、過料処分について、別記第28号様式による過料処分整理簿を備え付けなければならない。

(補則)

第37条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

色相	明度	彩度
0. 1 Rから1 0 Yまで	自由	8
0. 1 G Yから1 0 Gまで	自由	6
0. 1 B Gから1 0 Bまで	自由	5
0. 1 P Bから1 0 R Pまで	自由	6

別表第2（第10条関係）

屋外広告物等の種類	期間
1 広告塔 広告板 アーチ 装飾街路灯 プロジェクションマッピング	2年以内
2 小型広告板 電柱又は街路灯柱の利用広告 標識利用広告 宣伝車 車体利用広告	1年以内
3 はり紙 はり札等 広告旗 立看板等 アドバルーン 広告幕 店頭装飾	1月以内

別表第3（第18条、第20条関係）

地域地区等	禁止事項	屋外広告物等の表示面積
<p>1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域をいう。以下同じ。）</p>	<p>1 建築物の屋上へ取り付けないこと。 2 建築物の壁面から突出させないこと。 3 ネオン管を使用しないこと。 4 条例第6条第10号及び第11号に掲げる地域に表示し、又は設置する屋外広告物等で、当該屋外広告物等を表示し、又は設置する地域の路線用地から展望できるもの（以下この表において「路線用地から展望できる屋外広告物等」という。）については、次のとおりであること。 （1）光源が点滅しないこと。 （2）赤色光を使用しないこと（ただし、赤色光を使用する部分の面積が屋外広告物等の表示面積の20分の1以下である場合にあっては、赤色光を使用することができる。以下同じ。） 5 土地に直接設置する広告塔及び広告板にあっては、地盤面から当該広告塔及び広告板の上端までの高さが4メートルを超えないこと。ただし、条例第16条第1号に掲げる屋外広告物等で光源が点滅せず、自己の氏名、名称、店名又は商標を構成する文字、記号等を、塗料等を用いて壁面に直接描き、又は金属等で作成し、壁面に直接取り付けるものについては、この限りでない。 6 建築物の壁面を利用する屋外広告物等（プロジェクションマッピングを除く。）にあっては、地盤面から当該屋外広告物等の上端までの高さが4メートルを超えないこと。 7 表示面積が5平方メートルを超える場合にあっては、表示面積の過半に使用する色彩が高彩度色でないこと。 8 表示面に用いる高彩度色の色数（マンセル値により定められる色の数をいう。以下同じ。）は、2色以下であること。</p>	<p>合計が5平方メートル以下</p>

	<p>9 余白の面積は、表示面ごとに表示面積の30パーセント未満とならないこと。ただし、のぼり、立看板、はり札又ははり紙にあっては、この限りでない。</p>		
<p>2 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域をいう。）</p>	<p>1 建築物の屋上へ取り付けないこと。 2 建築物の壁面から突出させないこと。 3 ネオン管を使用しないこと。 4 条例第6条第10号及び第11号に掲げる地域に表示し、又は設置する屋外広告物等で、当該屋外広告物等を表示し、又は設置する地域の路線用地から展望できるもの（以下この表において「路線用地から展望できる屋外広告物等」という。）については、次のとおりであること。 （1） 光源が点滅しないこと。 （2） 赤色光を使用しないこと（ただし、赤色光を使用する部分の面積が屋外広告物等の表示面積の20分の1以下である場合にあっては、赤色光を使用することができる。以下同じ。）</p>		
<p>3 風致地区（都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区をいう。以下同じ。）</p>			
<p>4 特別緑地保全地区（都市計画法第8条第1項第12号に規定する特別緑地保全地区をいう。）</p>			
<p>5 第一種文教地区（東京都文教地区建築条例（昭和22年東京都条例第88号）第2条に規定する第一種文教地区をいう。以下同じ。）</p>			
<p>6 条例第6条第4号の規定により定められた地域又は都市</p>			

計画法第8条第1項第1号の地域以外の地域において、条例第6条第13号の規定により定められた地域		
---	--	--

7 条例第6条第5号及び第6号の規定により定められた地域	<p>1 建築物の屋上へ取り付けないこと。</p> <p>2 光源を使用しないこと。</p> <p>3 使用する色彩のマンセル値が、次の表の左欄に掲げる色相の区分に応じて、同表の右欄に定める彩度を超えないこと。ただし、一屋外広告物の表示面積の3分の1以下の面積については、同表の右欄に定める彩度を超えて使用することができる。</p> <table border="1" data-bbox="662 853 1137 1478"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 1 Rから1 0 R まで</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>0. 1 Y Rから5 Y まで</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>5. 1 Yから1 0 G まで</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>0. 1 B Gから1 0 Bまで</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>0. 1 P Bから1 0 R Pまで</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 路線用地から展望できる屋外広告物等（文化財等から展望できない屋外広告物等を含む。）については、次のとおりであること。</p> <p>(1) 光源が点滅しないこと。</p> <p>(2) 赤色光を使用しないこと。</p> <p>(3) 露出したネオン管を使用しないこと。</p>	色相	彩度	0. 1 Rから1 0 R まで	5	0. 1 Y Rから5 Y まで	6	5. 1 Yから1 0 G まで	4	0. 1 B Gから1 0 Bまで	3	0. 1 P Bから1 0 R Pまで	4	<p>1 左欄1から5までに掲げる地域地区等 合計が5平方メートル以下</p> <p>2 1以外に掲げる地域地区等 合計が10平方メートル以下</p>
色相	彩度													
0. 1 Rから1 0 R まで	5													
0. 1 Y Rから5 Y まで	6													
5. 1 Yから1 0 G まで	4													
0. 1 B Gから1 0 Bまで	3													
0. 1 P Bから1 0 R Pまで	4													

8 全域	条例第7条第1項第1号及び第8号に掲げる物件から突出させないこと。	合計が5平方メートル以下
------	-----------------------------------	--------------

<p>9 第二種文教地区（東京都文教地区建築条例第2条に規定する第二種文教地区をいう。）</p>	<p>路線用地から展望できる屋外広告物等については、次のとおりであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 光源が点滅しないこと。 2 赤色光を使用しないこと。 	<p>合計が10平方メートル以下</p>
<p>10 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。商業地域については、以下同じ。）</p>	<p>路線用地から展望できる屋外広告物等については、次のとおりであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 光源が点滅しないこと。 2 赤色光を使用しないこと。 3 露出したネオン管を使用しないこと。 	
<p>11 用途未指定地域</p>	<p>路線用地から展望できる屋外広告物等については、次のとおりであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 光源が点滅しないこと。 2 赤色光を使用しないこと。 	
<p>12 10に掲げる地域内の景観地区（都市計画法第8条第1項第6号に規定する景観地区をいう。）のうち市長が指定する区域</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の屋上へ取り付けないこと。 2 光源が点滅しないこと。 3 赤色光を使用しないこと。 4 露出したネオン管を使用しないこと。 	
<p>13 10に掲げる地域内において、条例第6条第13号の規定により定められた地域</p>		

別表第4（第25条関係）

1 広告塔及び広告板

(1) 土地に直接設置する広告塔及び広告板

ア 広告塔及び広告板（以下「広告塔等」という。）の高さが、用途未指定地域内にあっては地上4メートル以下、都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域内にあっては地上10メー

トル以下であること。ただし、商業地域内にある条例第14条第5号に掲げる屋外広告物等である広告塔等については、地上13メートル以下であること。

イ 道路の上空に突出する広告塔等については、道路境界線からの出幅が1メートル以下であり、かつ、道路面から当該突出部分の下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては3.5メートル以上（道路境界線からの出幅が0.5メートル以下のものにあつては、2.5メートル以上）、歩車道の区別のない道路上にあつては4.5メートル以上であること。

ウ 第一種文教地区又は条例第6条第1号ただし書の規定により指定した区域又は条例第6条第2号ただし書の規定により指定した区域若しくは同条第3号ただし書の規定により指定した区域のうち風致地区（以下「第一種文教地区等」という。）内に設置する広告塔等については、露出したネオン管若しくは赤色のネオン管を使用せず、又は光源が点滅しないこと。

エ 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の境界線から50メートル以内の地域内に設置する広告塔等で、当該第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域から展望できるものについては、光源が点滅しないこと。

オ 用途未指定地域内に表示し、又は設置する屋外広告物等については、ネオン管を使用しないこと。

カ 用途未指定地域内に表示し、又は設置する屋外広告物等の表示面積が5平方メートルを超える場合にあっては、表示面積の過半に使用する色彩が高彩度色でないこと。

(2) 建築物の屋上を利用する広告塔等

ア 用途未指定地域にあつては表示または設置できない。

イ 木造の建築物の屋上に設置する広告塔等については、地盤面から当該広告塔等の上端までの高さが10メートル以下であること。

ウ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の耐火構造又は不燃構造の建築物の屋上に設置する広告塔等（地盤面から広告塔等の上端までの高さが10メートル以下のものを除く。以下8エにおいて同じ。）については、当該広告塔等の高さが地盤面から広告塔等を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、当該地盤面から広告塔等の上端までの高さが第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内にあつては33メートル以下、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域外にあつては52メートル以下であること。この場合において、階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分（以下「屋上構造物」という。）の上に設置する広告塔等については、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合にあつては、屋上構造物の高さは、広告塔等の高さに算入し、建築物の高さに算入しないものとする。

（ア） 屋上構造物の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。以下同じ。）の8分の1以下のとき。

（イ） 屋上構造物の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1を超える場合において、当該広告塔等が屋上構造物の壁面の直上垂直面から突出するとき。

エ 条例第16条第1号に掲げる広告塔等で、光源が点滅せず、かつ、屋上構造物の壁面に設置するものについては、イに規定する地盤面から広告塔等の上端までの高さの限度を超えて設置することができる。ただし、屋外広告物のそれぞれの文字、数字、商標等の上端から下端までの長さは、地盤面から当該下端までの高さが100メートル以下の場合にあつては3メートル以下、100メートルを超える場合にあつては5メートル以下とする。

- オ 建築物の壁面の直上垂直面から突出して設置しないこと。
- カ 第一種文教地区等内に設置する広告塔等については、露出したネオン管若しくは赤色のネオン管を使用せず、又は光源が点滅しないこと。
- キ 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の境界線から50メートル以内の地域内に設置する広告塔等で、当該第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域から展望できるものについては、光源が点滅しないこと。
- 2 建築物の壁面を利用する屋外広告物等(プロジェクションマッピングを除く。以下七まで同じ。)
- ア 地盤面から屋外広告物等の上端までの高さが用途未指定地域内にあつては4メートル以下、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内にあつては3.3メートル以下、用途未指定地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域外にあつては5.2メートル以下であること。
- イ 条例第16条第1号に掲げる屋外広告物等で光源が点滅せず、自己の氏名、名称、店名又は商標を構成する文字、記号等を、塗料等を用いて壁面に直接描き、又は金属等で作成し、壁面に直接取り付けるものについては、1に規定する高さの限度を超えて表示し、又は設置することができる。ただし、屋外広告物のそれぞれの文字、記号等の上端から下端までの長さは、地盤面から当該下端までの高さが100メートル以下の場合にあつては3メートル以下、100メートルを超える場合にあつては5メートル以下とする。
- ウ 壁面の外郭線から突出して表示し、又は設置しないこと。
- エ 窓又は開口部をふさいで表示し、又は設置しないこと。ただし、広告幕については、非常用の進入口及び避難器具が設置された窓又は開口部(建築基準法施行令第126条の6第2号に規定する窓又は開口部を含む。)を除き、この限りでない。
- オ 屋外広告物等(広告幕を除く。)の表示面積が商業地域内にあつては100平方メートル以下、用途未指定地域内にあつては20平方メートル(学校及び病院に係る屋外広告物等については、50平方メートル)以下、商業地域又は用途未指定地域外にあつては50平方メートル以下であり、かつ、屋外広告物等(屋外広告物の表示期間が7日以内のものを除く。)を表示し、又は設置する壁面における各屋外広告物等の表示面積の合計が当該壁面面積の10分の3以下であること。
- カ 建築物の一壁面に内容を同じくする屋外広告物等を表示し、又は設置する場合においては、各屋外広告物等の間隔が5メートル以上であること。
- キ 第一種文教地区等内に表示し、又は設置する屋外広告物等については、露出したネオン管若しくは赤色のネオン管を使用せず、又は光源が点滅しないこと。
- ク 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の境界線から50メートル以内の地域内に表示し、又は設置する屋外広告物等で、当該第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域から展望できるもの(以下「第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域から展望できる屋外広告物等」という。)については、光源が点滅しないこと。
- ケ 用途未指定地域内に表示し、又は設置する屋外広告物等については、ネオン管を使用しないこと。
- コ 用途未指定地域内に表示し、又は設置する屋外広告物等の表示面積が5平方メートルを超える場合にあつては、表示面積の過半に使用する色彩が高彩度色でないこと。

3 建築物から突出する形式の屋外広告物等

- ア 用途未指定地域にあっては表示または設置できない。
- イ 地盤面から屋外広告物等の上端までの高さが第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内にあっては3.3メートル以下、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域外にあっては5.2メートル以下であること。
- ウ 屋外広告物等（つり下げ式のものを含む。）の道路境界線からの出幅が1メートル以下であり、かつ、当該建築物からの出幅が1.5メートル以下であること。
- エ 道路面から屋外広告物等の下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては3.5メートル以上（道路境界線からの出幅が0.5メートル以下のものにあっては2.5メートル以上）、歩車道の区別のない道路上にあっては4.5メートル以上であること。
- オ 屋外広告物等の上端が当該屋外広告物等を表示し、又は設置する壁面の上端を越えないこと。
- カ 屋外広告物等の構造体が鉄板等で被覆されることにより露出していないこと。
- キ 第一種文教地区等内に表示し、又は設置する屋外広告物等については、露出したネオン管若しくは赤色のネオン管を使用せず、又は光源が点滅しないこと。
- ク 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域から展望できる屋外広告物等については、光源が点滅しないこと。

4 電柱又は街路灯柱を利用する屋外広告物等

(1) 電柱を利用するもの

- ア 案内誘導広告物等であること。
- イ 種別等が次の表のとおりであること。

(単位 メートル)

種別		規模	面数	道路面から屋外広告物等の下端までの高さ	備考
1 巻付け広告	(1)	縦1.50以下×横0.33以下	2面以内	1.60以上	
	(2)	縦0.40以下×横0.33以下	2面以内	1.20以上	1 国又は地方公共団体が表示し、又は設置する場合に限る。 2 (1)の屋外広告物等が表示し、又は設置されているときは、当該屋外広告物等の下部に接続しなければならない。
2 添架広告		縦1.20以下×横0.4	2面以内	1 歩車道の区別のある道路の歩	

	8以下		道上 3.50以上 2 歩車道の区別のない道路の道路上 4.50以上	
--	-----	--	---------------------------------------	--

ウ 色彩が4色以内であり、かつ、地色が黒、赤又は黄でないこと。

(2) 街路灯柱を利用するもの

ア 商店会、自治会・町会等が表示し、又は設置する屋外広告物等であること。

イ 街路灯柱から突出して添架する屋外広告物等については、道路面から当該屋外広告物等の下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては3.5メートル以上、歩車道の区別のない道路上にあつては4.5メートル以上であること。

5 道路に沿い、又は鉄道及び軌道の沿線に設置する屋外広告物等であつて、鉄道及び軌道の路線用地から展望できる野立広告物（土地に直接設置する屋外広告物等で、条例第14条に掲げるもの及び商業地域に設置するもの以外のものをいう。）及びこれに類するもの

ア 鉄道及び軌道の境界線からの距離が30メートル以上であること。

イ 屋外広告物等の間隔（屋外広告物等を鉄道及び軌道の路面に垂直であり、かつ、車両の進行方向に平行である面に投影した場合における各屋外広告物等の間の距離をいう。）が50メートル以上であること。

ウ 地盤面から屋外広告物等の上端までの高さが地上5メートル以下であること。

エ 屋外広告物等の表示面積が30平方メートル以下であること。

オ 裏側の骨組みが見えないこと。ただし、すのこ張りの構造物等は、この限りでない。

カ 一面の屋外広告物等に表示する広告は、一広告であること。

キ 形状は長方形であること。

ク 色彩は地色が黒又は原色でないこと。

6 電車又は自動車（道路運送車両法に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が市の区域外に存するものを除く。）の外面を利用する屋外広告物等

(1) 電車又は自動車の外面に表示し、又は設置してはならない屋外広告物等

次に掲げる屋外広告物等を電車又は自動車の外面に表示し、又は設置しないこと。

ア 電光表示装置等により映像を映し出すものなど、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのある屋外広告物等

イ 運転者をげん感させるおそれのある発光し、蛍光素材を用い、又は反射効果を有する屋外広告物等

ウ 車体の窓又はドア等のガラス部分に表示する屋外広告物等

(2) 乗用車（ハイヤー及びタクシー（車体の窓又はドア等のガラス部分の内側から外側に向けて車両の所有者又は管理者の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容

及び第24条第1号に掲げる事項を表示する屋外広告物等以外の屋外広告物等を表示した車両（以下「車体のガラス部分の内側から自家用広告物等以外の屋外広告物等を表示したハイヤー及びタクシー」という。）を除く。）を除く。）、貨物自動車又はバス（路線バス等を除く。）の外面を利用する屋外広告物等

次のいずれかの屋外広告物であること。

ア 第19条第2号ア又はイに定める基準により表示する屋外広告物等

イ 乗用車（ハイヤー及びタクシー（車体のガラス部分の内側から自家用広告物等以外の屋外広告物等を表示したハイヤー及びタクシーを除く。）を除く。）、貨物自動車又はバス（路線バス等を除く。）の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を車体に表示する屋外広告物等

(3) 電車、ハイヤー及びタクシー（車体のガラス部分の内側から自家用広告物等以外の屋外広告物等を表示したハイヤー及びタクシーを除く。）又は路線バス等の車体の外面を利用する屋外広告物等

ア 路面電車又は路線バス等における一の車体当たりの表示面積の合計は、車体底部を除く全表面積の10分の3以下であること。ただし、次に掲げる屋外広告物等のみを表示する場合には、この限りでない。

(ア) 第19条第2号アに定める基準により表示する屋外広告物等

(イ) 第24条第1号に掲げる事項を表示する屋外広告物等

(ウ) 路面電車又は路線バス等の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を表示する屋外広告物等

(エ) 路線バスの車体利用広告で長方形の枠を利用する方式による屋外広告物等

イ 電車（路面電車を除く。）における車体の一の外面に表示する各屋外広告物等の面積の合計が当該外面面積の10分の1以下であること。ただし、次に掲げる屋外広告物等のみを表示する場合には、車体の一の外面における各屋外広告物等の表示面積の合計は、当該外面面積の10分の3以下であること。

(ア) 第19条第2号アに定める基準により表示する屋外広告物等

(イ) 第24条第1号に掲げる事項を表示する屋外広告物等

(ウ) 電車（路面電車を除く。）の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を表示する屋外広告物等

(エ) 電車（路面電車を除く。）を利用した催物、行事等を表示するための屋外広告物等で表示期間が6月以内のもの

(オ) 国又は地方公共団体が地域の振興を目的として表示する屋外広告物等

ウ ハイヤー及びタクシー（車体のガラス部分の内側から自家用広告物等以外の屋外広告物等を表示したハイヤー及びタクシーを除く。）の外面を利用する屋外広告物等の種別等は次の表のとおりであること。ただし、第19条第2号ア又はイに定める基準により表示する屋外広告物等及び車両の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を車体に表示する屋外広告物等については、この限りでない。

種別	表示の位置	規模	備考
----	-------	----	----

車体側面に表示する屋外広告物	ドア部分	各側面につき1.4平方メートル以下とする。	屋外広告物等の色彩は、車体の色彩と調和のとれたものとする。
屋外広告物を掲出するために車体屋根部分の上部に設置する六面体状の立体（以下この表において「立体」という。）及びこれに表示する屋外広告物（以下この表において「屋外広告物等」という。）	車体側面と同方向の面	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面の縦は、0.36メートル以下とする。 2 表示面の横は、1.25メートル以下とする。 3 表示面の形状は、長形状とし、一側面当たりの面積は0.45平方メートル以下とする。 4 屋外広告物等の底部の幅は、当該屋外広告物等の幅の最大幅となることとし、その幅は車体屋根部分前後方向の中心線から左右方向にそれぞれ0.25メートル以下とする。 5 屋外広告物等の上端部の幅は、車体屋根部分前後方向の中心線から左右方向にそれぞれ0.06メートル以下とする。 6 車体上端から屋外広告物等の上端までの高さは、0.4メートル以下とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 立体及びこれに表示する屋外広告物の数は1とする。 2 屋外広告物等は車体屋根部分の前後左右から突出しないものとする。 3 屋外広告物等は車体の屋根に堅固に固定し、走行中の安全性を阻害するおそれがないものとする。

エ 色彩、意匠その他表示の方法が周囲の景観に調和したものであること。

オ 車体各面に表示できる屋外広告は、第19条第2号ア又はイに定める基準により表示する屋外広告物等及び車両の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を表示する屋外広告物等を除き2屋外広告物以下とすること。ただし、ハイヤー及びタクシー（車体のガラス部分の内側から自家用広告物等以外の屋外広告物等を表示したハイヤー及びタクシーを除く。）の外面を利用する屋外広告物等にあつては1の車両に表示できる屋外広告は1屋外広告物とすること。

(4) 宣伝車の車体の外面を利用する屋外広告物等

ア 自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車であること。

イ 消防自動車又は救急自動車と紛らわしい色を使用しないこと。

7 標識を利用する屋外広告物等

(1) バス停留所標識を利用するもの

- ア 案内誘導広告物等であること。
- イ 表示面積が表示板の表示面の面積の3分の1以下であること。
- ウ 車両の進行方向から展望できない面に表示するものであること。
- エ 地色が白色であること。

(2) 消火栓標識を利用するもの

- ア 案内誘導広告物等であること。
- イ 表示面が、縦0.4メートル以下及び横0.8メートル以下であること。
- ウ 道路面から屋外広告物等の下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては3.5メートル以上、歩車道の区別のない道路上にあつては4.5メートル以上であること。

(3) 避難標識又は案内図板等を利用するもの

- ア 標識又は案内図が表示された面の各面につき1屋外広告物とし、表示面積が0.32平方メートル又は各面の標識若しくは案内図の表示面積の2分の1に当たる面積のいずれか小さい面積以下であること。
- イ 添架広告物については、道路面から当該添架広告物の下端までの高さが、歩車道の区別のある道路上にあつては歩道上3.5メートル以上、歩車道の区別のない道路上にあつては4.5メートル以上であること。
- ウ 当該標識又は案内図が示す本来の表示目的を阻害しないものであること。

8 プロジェクションマッピング

- ア 景観、周辺環境及び道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないものであること。
- イ 道路を挟んで表示する場合等においては、信号機若しくは道路標識等の効用を阻害し、又は車両運転者を幻惑するおそれがないこと。

ウ 土地に直接設置する広告塔等を利用するものについては、次のとおりであること。

(ア) 広告塔等に表示するプロジェクションマッピングの上端の高さが、用途未指定地域内にあつては地上4メートル以下、都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域内にあつては地上10メートル以下であること。ただし、商業地域内にある条例第14条第5号に掲げる屋外広告物等であるプロジェクションマッピングについては、地上13メートル以下であること。

(イ) 道路の上空に突出する広告塔等に表示するプロジェクションマッピングについては、道路境界線からの出幅が1メートル以下であり、かつ、道路面から当該突出部分の下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては3.5メートル以上（道路境界線からの出幅が0.5メートル以下のものにあつては、2.5メートル以上）、歩車道の区別のない道路上にあつては4.5メートル以上であること。

エ 建築物の屋上を利用する広告塔等を利用するものについては、次のとおりであること。

(ア) 木造の建築物の屋上に設置する広告塔等に表示するプロジェクションマッピングについては、地盤面から当該プロジェクションマッピングの上端までの高さが10メートル以下であること。

(イ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の耐火構造又は不燃構造の建築物の屋上に設置する広

告塔等に表示するプロジェクションマッピングについては、当該プロジェクションマッピングの高さが地盤面から広告塔等を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、当該地盤面から当該プロジェクションマッピングの上端までの高さが第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内にあつては3.3メートル以下、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域外にあつては5.2メートル以下であること。この場合において、屋上構造物の上に設置する広告塔等に表示するプロジェクションマッピングについては、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合にあつては、屋上構造物の高さは、当該プロジェクションマッピングの高さに算入するものとする。

a 屋上構造物の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以下のとき。

b 屋上構造物の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1を超える場合において、当該広告塔等が屋上構造物の壁面の直上垂直面から突出するとき。

(ウ) 条例第16条第1号に掲げる広告塔等で、屋上構造物の壁面に設置するものに表示するプロジェクションマッピングについては、(イ)に規定する地盤面からプロジェクションマッピングの上端までの高さの限度を超えて表示することができる。ただし、屋外広告物のそれぞれの文字、数字、商標等の上端から下端までの長さは、地盤面から当該下端までの高さが100メートル以下の場合にあつては3メートル以下、100メートルを超える場合にあつては5メートル以下とする。

オ 建築物の壁面を利用するものについては、高さ、表示面積等が2ア、イ、オ及びカのとおりであること。

カ 第18条第1項第6号の基準に適合し、かつ、表示期間が14日以内であるプロジェクションマッピング(条例第6条各号に掲げる地域又は場所においては、公園等又は学校、官公署等、観光施設、歴史的文化的施設等の敷地その他市長の定める地域若しくは場所で表示するものであつて、周辺環境及び道路交通等の安全に支障を及ぼすおそれがないものに限る。)は、ウからオまでの規定にかかわらず、表示することができる。ただし、地盤面から当該プロジェクションマッピングの上端までの高さが用途未指定地域内にあつては4メートル、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内にあつては3.3メートル、用途未指定地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域外にあつては5.2メートル(以下「高さ制限」という。)を超えるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

(ア) 表示期間が7日以内であること。

(イ) 1日当たりの表示時間が3時間以内であること。

(ウ) 高さ制限を超えて表示する部分の表示面積の合計が、当該高さ制限を超える部分の壁面の面積の10分の3以下であること。